

報告第2号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 4年 3月 7日提出

みやき町長 岡 毅



専決処分第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和 4年 1月 5日

みやき町長 岡



和解及び損額賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

略

2 事案の概要

令和 3 年 10 月 19 日 11 時 25 分頃、みやき町大字白壁 3739 番地 18 付近の空き地内において、業務を終了し帰庁しようとして公用車を後方右側に旋回した際、後方左側に駐車中の相手車両との車両間隔を見誤り、公用車の左側前方が相手車両の右側前方に接触した事案である。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 265,408 円を支払う。

事故発生場所位置図

